

仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会（第7回）議事録

1 日 時 平成13年6月4日(月) 16:30~18:00

2 場 所 内閣府第3特別会議室

3 出席者

樋口会長、島田会長代理、猪口委員、岩男委員、河野委員、櫻井委員、
佐々木委員、島田(祐)委員、田尻委員、八代委員

4 議 事

(1) 開 会

(2) 最終報告について

(3) その他

(4) 閉 会

(配布資料)

資料1 保育所入所待機児童数の多い市区からのヒアリング結果について

資料2 「保育制度改革」に抵触する法令・通知の構造的見直しの必要性

資料3 第6回男女共同参画会議仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会議事録
(案)

5 議事内容

樋口会長 ただいまから男女共同参画会議仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会第7回を始めます。皆様、お忙しいところお集まりいただきまして本当にありがとうございます。

本日はお手元の議事次第にございますとおり、前回の議論を踏まえて、私と会長代理で作成した最終報告の案を御説明申し上げまして、引き続き本専門調査会の最終報告に向けて検討を進めていただきたいと存じます。本日の議論の結果、特別に問題がなければ、今回をもって最終報告の検討を終わりとしたいと思っておりますので、どうぞ忌憚のない活発な御議論をお願いしたいと思います。

これから議事に入りますけれども、資料の確認をさせてください。資料1は保育所入所待機児童の多い地区からのヒアリング結果についての厚生労働省の資料でございます。資料2は本日御欠席の福武委員からのものでございます。よろしくお願ひいたします。あと議事録については皆様既に、御確認くださっていることと思います。特に異議が無ければホームページに掲載しようと思いつますのでよろしくお願ひいたします。

では、議事に入ります。初めに、本専門調査会の最終報告(案)につきまして事務局から説明していただきます。

坂東局長 それでは御説明いたします。7回にわたりまして先生方に大変御熱心な討議をしていただきました結果、今お配りしております最終報告(案)がまとめました。

報告書の構成としましては、まず最初に「呼びかけ」がございます。これは中間報告で樋口会長にお書きいただいたのと全く同じものです。これについては、先生方の御議論を踏まえて少し修正を加えていただくことになっております。

第2部が「仕事と子育ての両立支援策に関する提言」と5つの柱です。この柱 자체は変わっておりませんが、その中身について具体的にどういったことをしていくのかということについて後ほど説明をさせていただきます。

第3部は「専門調査会における議論」でして、今までの先生方からの議論のエッセンスを書いたものでございます。

第4部は今、先生方からメッセージをお寄せいただいておりますので、全てではありませんが付け加えてあります。

最後に参考資料ということで、関係の統計等々を付け加える予定にしております。

それでは、提言の部分を御覧いただきたいと思います。

最初に上3行でございます。「当専門調査会の検討結果として、以下の施策を基本的には13、14年度に開始し、遅くとも16年度までに実施するよう提言する。これらの事業については特段の配慮をし必要な予算を確保し、緊急に実施する」ということをうたってございます。

まず1ですが、「職場が変われば両立できる」と中間報告ではうたっておりましたが、もっと明確に「両立ライフへ職場改革」とし、職場を変えるというメッセージをより明確に出しております。黒丸上の3つは同じでございますが、4つ目に「労働契約の形式上、期間雇用者であっても実質上期間の定めなく雇用されている者については育児休業の対象となることを明確化する」というのを加えてございます。

その下の「具体的目標・施策」でございますが、「1各企業等の取組に対する支援」では、事業主にはフレックスタイムや短時間勤務等を導入できるよう積極的に支援を行う。待遇面や仕事の内容は正社員と同じで、勤務形態が短い短時間正社員の制度について制度導入を支援する。企業の両立支援への取組にかかる経費について、福利厚生費として幅広く損金算入を認める。女性のキャリアプランの確立の支援に努める。求人の年齢制限緩和に向けた取組を促進するということです。

2つ目の短時間正社員の制度については厚生労働省の研究会で制度の導入について検討がなされる予定です。それから3つ目のところですけれども、中間報告では法定福利費といつておきましたが、正確に福利厚生費として幅広く損金算入を認めるということに表現を変えてあります。それから求人の年齢制限緩和、これは広い意味での両立だろうと思いますが、一たん退職した人たちが再就職しやすいように流動性を増すということも両立支援につながるのではないかということです。現実には御存じのように35歳以上の女性たちが就業するというのは非常に難しいので、この点は強く訴える必要があるということです。

「2.育児休業制度と出産休暇の十分な活用」。これは、今の制度でも男性が育児休業制度を取得できますが、実際の取得者は2.4%に過ぎず、ほとんど取得されていない。したがって、特に配偶者の出産時における父親の出産休暇については育児休暇の制度を活用して取得が可能であることを広くPRする。制度を変えなくても取れるということをはっきりと広報するということです。

3は、企業の両立指標の開発に着手ができるだけ早く結果を公表する。それから、両立支援に積極的な企業に対して総理大臣表彰を実施する。各企業のトップや幹部に対し

て両立支援の風土を育てるための事業または研修を行う。研修の中で例えば会社員の方たちがボランティアとして学童保育等に関わる、または、両立支援についての十分な学習をするということも含めての研修を実施するということです。

それから「期間雇用者への対応」。正規雇用者の割合が女性の場合、半分近くにまで減っております。期間雇用者、非正規雇用者が増えている中でこうした方たちへの目配りが必要だということで付け加えてあります。

二番目の柱、「待機児童ゼロ作戦」では「最小コストで最良・最大のサービスを」というのが付け加えてあります。あの3つの丸は中間報告のときと同じです。「具体的な目標・施策」につきましては、保育所、保育ママ、自治体におけるさまざまな単独施策、幼稚園における預かり保育等を活用し、潜在を含めた待機児童を解消するため、待機児童の多い地域を中心に平成14年度中に5万人受け入れ児童数を増やし、更に平成16年度までに10万人の受け入れ児童数の増大を目指す。合計15万人増やすということです。施設の運営は民間を極力活用し、最小コストで最大の受け入れの実現を図るとしています。

また、新設保育所については学校の空き教室等の既存の公的施設や民間施設を活用して企業、NPO等を始め民営で行うことを基本とする。この企業、NPO辺りがどの程度参入してくれるかというのがかなり大きなポイントになろうかと思います。

上記民営保育所の整備を促進するため、引き続き会計処理の柔軟化を進めるとともに、公有財産の利用等の環境整備を行う。既存の箱物を利用できるような環境整備を行うということです。また、待機児童のいる市町村は公設民営保育所整備計画の策定に努める。保育所の定員の弾力化や設置化基準の緩和、保育所を併設した各種施設を増やすための支援を行うとともに、地方公共団体は基準を満たした保育所の設置認可を迅速に行う。

議論の中で何人かの委員からの御意見のように、基準の緩和、弾力化は物的なものについてであり、人的なものについては子どもの福祉を最優先に配慮していくということは十分この背後に確認をしておきたいと思います。

3番目の柱に移ります。「多様で良質な保育サービスを」ということで、病院や診療所における病児・病後児保育及び保育所における病後児保育を一層推進するとともに、延長保育や入園時期の弾力化、育児休業中の上の子の受け入れなどの柔軟な受け入れを実現する。それから、民営型保育所の参入により多様なきめ細かなサービスの展開や、公立保育所の終業時間後の民間による補足サービスなど、民間の資源を活用した良質なサービスを供給し、選択の幅を拡大する。各自治体の創意工夫を奨励し、各種モデル事業に対して財政的措置を講じる。好事例を広く紹介をする。それから4つ目が、利用者が保育内容を十分把握できるよう、経営主体に対して十分な情報開示を義務付ける。また、地域の育児に関する情報を各地域の実情に応じて利用しやすい形で提供をする。この情報開示、経営主体に対して十分な情報開示を義務付けるということは、各種の主体が保育サービスに参入をする際には不可欠であるとの委員からの強い御意見でこれは入れてございます。

「具体的な目標・施策」としましては「1保育所等のサービスの多様化」ということで、これについては数値目標が出せませんでしたが、必要な地域すべてにおいて関係者間の協議を行う場を設置する。それから、延長保育に関しては現在公立の保育所におきましては実施率が17%ですけれども、民営の認可保育所では62%が延長保育をしておりますので、せめて民営並みを目指す。また一時保育、休日保育等も倍増以上を目指す。また、公営保育所における民営での延長サービスの実施、これは専門委員の方からの御提言です。必要に応じて公と民が協力してサービスを実施する。

2のところでは「地域の実情に応じた取組の推進」ということで、駅前や商店街等における各種保育サービスや、郊外の保育所への送迎サービスの提供等、地域の実情に応じた保育を発展させるため必要な助成を行い、地域に即した取組を促進するため、特に重点地区でのモデル事業を支援する。駅型保育所に1日中いるだけではなくてサテライト型、郊外の保育所へ送迎サービスをするというようなこと等も含めた新しい形態について提言をしております。

「3保育に関する情報の提供」というのが10ページですが、保育に関する各自治体の好事例について広く情報提供をする。i - 子育てネット等を活用し、提供される保育サービスに関する内容、第三者評価や各種子育て支援情報をユーザーの立場に立った分かりやすい形で情報提供をする。特に第三者評価が各種の主体が経営する保育サービスの質を判断する上で非常に重要なになってくるのではないかと思われます。

11ページにまいりまして「4.必要な地域すべてに放課後児童対策を」ということで、大都市周辺等の放課後児童対策が必要なすべての地域で児童、児童館等に学童のための居場所を確保し、時間的にも保育所と同等のレベルを確保しつつ、ニーズに応じた弾力的な放課後児童対策を推進する。

運営は公的な責任の下に民間の活用を図り、豊富な経験を持った地域のさまざまな人材を活用するということで、「具体的目標・施策」のところでは「放課後の居場所拡充計画」、放課後児童クラブや地域のすべての児童に居場所を確保する事業などの放課後児童の受け入れ体制を大都市周辺部を中心に整備し、16年度までに全国で1万5,000か所とする。受け入れ体制の整備に当たっては、公的施設を活用するとともに運営は民間主体を極力活用し、最小コストで最大のサービスの実現を図る。

放課後児童対策のための施設の新設に当たっては学校の空き教室など、利用可能な施設を利用し、公設民営方式等による柔軟な運営を推進するとともに、高齢者等の地域の人材を活用することを基本とする。

市町村は民間主体やコンペ方式などを活用し、子どもの発育に役立つプログラムを提案してもらい、内容においても適切な実施を確保する。

人材については高齢者が特記されておりますが、「等」の中に次に出てきます学生、生徒あるいは会社員の方たちの研修の一環としてあらゆる立場の方たちが関わるということが想定されます。

「情報の提供」、施設に関する必要な情報についてユーザーの立場に立った分かりやすい形での提供を行う。これも民間の主体、多様な主体が参入する保証として情報の提供が絶対に必要だということです。

「5.地域こぞって子育てを」ということで、まず、ファミリー・サポート・センターを整備するとともに良質なベビーシッターの紹介や保育ママの支援など、地域の実情に応じた多様な家族支援サービスの充実。

次に、幼稚園における子育て支援を充実するとともに、学生や生徒が男女共同参画社会の担い手として子育て支援を体験するボランティア活動の機会をつくる。

3つ目が、保育所等が組み込まれた職住近接のまちづくりを促進するため、保育所を組み込んだまちづくりを行うとともに、都市均衡からの都心居住を促進する。保育所がまちづくりにビルトインされいかなければいけない。特に片道1時間半、2時間かけて通うような形のまちづくりは両立のためにも非常に好ましくないので、都心居住ができるだけ可能にするということです。

「具体的目標・施策」としては、1が、ファミリー・サポート・センターについて必要な整備を進める。良質なベビーシッター探しを支援するとともに、保育ママについてバックアップ体制を確立するなど推進する。親に対する子育て支援サービス、子育て学習や相談体制の整備などを充実する。

2が、保育所と並んで子育てのための重要な資源であります幼稚園を活用して子育て支援を充実しようということで、希望のあるすべての幼稚園で預かり保育を実施できるよう推進をする。幼稚園における総合的な子育て支援活動、子育て相談、保護者の交流のための場の提供などを推進する。

3が「地域における多様な子育て支援の充実」。地域の多様な人材を子育て支援に活用する仕組みづくりを進める。保育所や放課後児童の受け入れの現場体験を地域における学生・生徒の体験活動の大きな柱として位置づける。こういう若い人たちに体験していくことによって男女共同参画社会の担い手を育てるという意味合いもあるだろう。

4は「職住近接のまちづくりの促進」ということで、特に若い親が居住できる良質な賃貸住宅の供給を都心部において促進するとともに、利便性の高い場所での保育所等の立地を支援するということで、職住近接のまちづくりに保育所をビルトインするということです。

以上ができるだけ具体的な目標まで書き込んだ5つの柱による提言で、関係の各省庁あるいは団体の御意見を勘案して会長、会長代理の方でおまとめいただいたものです。

一応こういった形で最終報告をまとめたいと思っておりますので、皆様の御議論をよろしくお願いいたします。

樋口会長 各委員の方々の御議論を踏まえながら、文脈の上から取り入れることが多くできたものとそうでないものとありますが、今回実現可能な、そして迅速性、具体性をもったものということ以上のような形に、まとめさせていただきました。

これにつきましては島田会長代理の御尽力もさることながら、事務方も大変一生懸命やってくれまして、ようやくここまでまとまったわけでございます。こここの委員さんだけでもいろいろな方がいらっしゃいますし、規制緩和の点や公立保育所の扱いなどについて様々な御議論がありましたが、今の財政の中で、かつ働きたいという意見の女性がこれだけ増えてきているときに、バランスのとれた実現可能なものというとこのような形かなと思います。

本日は5時半ごろ官房長官がお見えになる予定でございますので、これから30分ぐらい自由に御討議いただきたいと思います。どうぞどなたからでも御意見をいただきたいと思います。

八代委員 非常によくまとまっていると思いますが、ただ、こういうものをまとめるときに、長期的な目標と短期的な目標、それから各省庁、特にこの場合は厚生労働省ですが、そこと合意できることとできないことをどう使い分けるかという点がポイントだと思います。公立保育所は要らないというのは、あくまでも今ある公立保育所を直ちに廃止しろという意見ではなかったと思思います。ですから、長期的にこれから限られた予算の中で保育所を増やすのならば公立ではなくっと民間でという限界的な意味での資源配分をどちらに重点を置いていくかという意見です。

それから、委員の何人から意見が出ていました保育バウチャーという考え方方がここには残念ながら全く触れられていません。確かに今、厚生労働省にとってはとても合意できない内容だと思いますが、少なくとも委員の意見として、長期的に検討してよいので

はないかというようなことは入れてもいいのではないか。すべてについて厚生労働省が合意しなければ一切書けないというのであれば何にもならない。これは規制改革委員会のやり方ですが、合意できることは「目指す」とか、「すべきである」という表現で書いて、今できないことでも「将来的に検討したい」というような形で書き分けることができないだろうか。現在各省庁が合意できないことでも望ましいこととして何らかの形で意見を言う。それがないと、非常に狭い範囲になってしまうということですね。

それが一般論で、個別に申し上げますと、6ページの「両立ライフへ職場改革」の具体的目標というところでやや私が理解できないのは、「1. 各企業の取組に関する支援」の2番目のポツで「待遇面や仕事内容は正社員と同じで勤務形態が短い」、これは「勤務時間が短い」という意味だと思いますが、短時間のフルタイム、短時間の正社員というのは今でもたくさんいるのに、いまさら制度導入を支援するというのはどういう意味なのか。むしろ今、問題なのは短時間労働者だけではなくて、短期間の労働者をより正社員に近いような形で考えるという意味で有期雇用契約が話題になっていますが、そのことを言っておられるのであれば、短時間だけではなくて短期間というものを位置づけるということが新しいのではないかと思います。

それから、両立支援に積極的な企業に対して表彰することは今でもやっていることで、むしろ障害者雇用と同じように消極的な企業の名前を出すことで企業の反省を促した方が効果的なのではないか。

それから公設民営ということがあちこちに書いてありますが、問題はその意味だと思います。単に民間の方が公務員より賃金が安いからというだけで使うのでは意味がなく、企業の創意工夫を生かさなければいけない。そのときには具体的に福武委員が明記された厚生労働省の利益処分の禁止といった通知を撤廃しなければ意味がない。法律に基づかずそういうことを一方的にやる権限はないですから、やはりこれはきちんとした規制緩和という中でそういう通知的なものは撤廃してもらう。せっかく企業を使うのであれば、企業の創意工夫が生かせるような形にしていくというようなことは是非明記していただきたいと思います。

それから、保育所の設置認可を迅速に行うときに、物的なものについてはともかく、人的なものについては守らなければいけないと坂東局長が先ほど言われましたが、まさにそれを私は書いていただきたい。つまり、保母さんの基準などという人的なものは現状維持するけれども、物的なものについてはもっと見直すなど、単なる規制改革、規制緩和という一般論ではなく、具体的に何を守って何を緩めていくかという今の重要度が今、問題になっている。それについても議論はあるかと思いますけれども、もう少し具体論を言わなければなかなか進まないのではないか。

特に「施設の運用は民間を極力活用し」とありますが、この極力の意味はできればという意味にもとられてしまう。やはり特に増加分に関しての話ですが、「原則として」というような表現の方がよいのではないか。「増加分に関してはコストの低い民間を原則として活用し」というような形で、これ以上コストの高い公立保育所をつくるよりはできるだけ社会福祉法人も含めた民間を活用するという視点を打ち出す必要があるのではないかと思います。

それから9ページ目は、延長保育を実施するときに単に1時間やって延長保育をやりましたというところもあります。やはり延長保育の時間自体もきちんと明記していく。それで民間並みにしていただくということが大事だと思います。

それから上の箱の3つ目ですけれども、これは企業と同じように自治体間の比較もきちんとやっていただいて、ちゃんとやっている自治体を紹介すると同時に、ほとんどや

っていない自治体もしっかり評価していく。

第三者評価も、政府がやるのではなくてなるべく民間がやっていくというような形で議論する必要があるかと思います。

それから最後の各委員のコメントですが、これはせっかくやるならばやはり字数の制限をある程度緩やかにする必要があるんじゃないか。400字という制限を守られた方もありますが、中には自由に書いておられる方もいらっしゃいます。そこは自由に書いた方を削れというのではなくて、自由に書いてある方ぐらいの長さをほかの委員にも認めるということの方がいいんじゃないかと思います。以上でございます。

樋口会長 字数の方の規制緩和は直ちにいたしたいと思います。これはまた御負担にならないようということと、余り長いと読む人が読んでくれないとということもございましたが、どうぞ一番長い方ぐらい、あるいはそれ以上になってもかまわないとします。

坂東局長 勤務時間が短い短時間正社員、これは時間です。短時間の人たちは本当にたくさんいますが、身分差といいますか、待遇差が非常にある。雇用保険もカバーされていないというふうな意味での格差のない短時間正社員の制度を導入していこうということです。

八代委員 それは具体的にどういうふうにやっていくんですか。

坂東局長 厚生労働省で研究会をつくられるというように聞いておりますが、夫も妻も勤務時間、勤務日を減らして、収入はある程度は減るかもしれないけれども、社会保障等々ではきちんと守られていくという、オランダモデルで言われているような形を想定しているのかと思います。

八代委員 これは厚生労働省の審議会でつくられると思いますが、審議会には例えば年功賃金を守るという立場の方といった、それに反対する利益代表が必ず入っておられまして、今まで厚生労働省だって努力しておられたわけですが、そういう状態ではこれまでなかなか進まなかった。ですから、こういう大事な問題を丸投げせずにもう少しスペシフィックにこちらで書いた上で投げないと、これまでとそんなに変わることは出でこないんじゃないかなと思います。オランダモデルは年功賃金がないからできるのであって、年功賃金の下で正社員とパートの賃金待遇を平等にするというのは基本的に無理なことです。ですから、そこを踏まえてみないとどんな研究会をつくっても答えは変わらないと思います。

坂東局長 それはおっしゃるとおりで、求人の年齢制限緩和も年功制度を変えない限りは絶対に機能しないと思います。

樋口会長 今、八代委員のおっしゃったようなことになるほどと思うことはいっぱいありますけれども、そういうことを提言部分に書ければなおいいんですが、例えばバウチャーのことなどは、「専門調査会における議論」に入っただけではいけませんか。

八代委員 どこかに入れれば私は結構ですが、ほかの方の御意見はどうでしょうか。

島田会長代理 佐々木委員はバウチャーについて強くおっしゃっていましたね。

樋口会長 結論が出なかったこと、それから答申の本当の骨子の中に盛り込まれなかつたことは、是非これからの論点として「専門調査会における議論」の中に盛り込みたいと思っております。

バウチャー制度については「専門調査会における議論」の中にすでに書き込まれてい

ますね。御意見のある方は書き込んでいただいても、ペーパーで出していただいてもよろしいと思います。

坂東局長 「専門調査会における議論」に例えばバウチャーということで、括弧書きで表題を付けるというような整理をしてはどうでしょう。

樋口会長 もうちょっと小見出しでまとめるような工夫をしてみたいと思います。

猪口委員 この「専門調査会における議論」と、最終報告というのは非常に違うものだと思うんです。最終報告というのは実行されるべき内容で、相当詰めた内容ですよね。「専門調査会における議論」には皆さんの議論の大半が入っているので、中にはかなり議論したのもあるし、どなたかがおっしゃってそのまま発言のような形で載っているものもあると思います。ですから、小見出しを付けてあたかもよく話し合って整理した項目立てをしているというような形にしていいかどうか、後の資料としては十分によいまとめ方がされているし、そこにおいては余り取捨選択はされずにかなり誠実に残されていると思います。

それで今のバウチャーのことですけれども、私も佐々木委員のおっしゃることに大変賛成ですけれども、バウチャーの問題というのは利益の本質にかかわるすごく重大な問題を内包しています。例えばアメリカでも教育をバウチャーでするということで、それはすさまじい議論が展開されています。そのぐらい議論をしなければ答えの出ないことだし、そういう課題をこの専門調査会で抱え込むことは時期尚早という感じがします。ですから、専門調査会における議論としてバウチャーという言葉が入ったということ自体、大変私は評価すべきことだし、発言してくださってよかったです。ですが、これ以上にそこを項目として出してしまふと、前半の最終報告とその他のところと区別してもらえないかなと思うんです。そしてまた、それがアメリカの教育のバウチャーの議論のように不必要的大議論を引き起こしてしまい、肝心の予算措置がされなければならない内容について議論が混乱してしまうとよくないと思いますので、私はむしろ今ままとめ方がとてもいいのではと思います。

ただ、やはり長期的には本当にバウチャーについて考えなければいけない。つまり、個人を支援するのか、企業を支援するのかという根本に関わることで、財の配分に関わることだから、たくさん的人人がいろいろな意見があるだろうと思います。だから再度この議論をするチャンスがあったときに真正面から取り上げていただくのがよろしいのではないかというのが私の意見です。

樋口会長 ありがとうございました。そうおっしゃっていただくととてもありがとうございます。田尻委員、どうぞ。

田尻委員 ざっと読ませていただいた感触として、八代委員がおっしゃったように現在厚生労働省を含めて合意できるきちんと書いてある部分と、議事録的な感じの部分との落差がすごくあるような感じがします。それで、今、実現できることと長期的な議題を見出しを付けてもうちょっと専門調査会の議論から浮き上がらせてよいのではないかと思います。特に育児休業法については事前にかなり詰めておられるわけですし、我々も随分議論してきたという感じがしますので、強く将来を示唆するものとして大方合意したとしたい。ただ、バウチャーについてはそれを単に乗せるのは非常に危険で、おっしゃるとおりもうちょっと議論しないといけないと思います。それと保育所の人的な質に関することは八代委員、坂東局長の御指摘のとおり、文面として載せるべきだと思います。

それともう一つ、私は端的に言って今すぐは実現できないにしろ、「保育に欠ける」と

いう要件に対してはもう見直す時期じゃないかと思います。ですので、ある程度の時期を持った合意の部分に乗せてもらえないかと思います。幼稚園を子育ての一つの拠点にするというのが私にはもう一つ見えないんです。以上です。

樋口会長 ありがとうございました。提言部分については現実適用です。「保育に欠ける」の件については、「はじめに」に書くとか、中期的見通しとして絶対やらなければならぬものみたいな項目を立てるか。この前にも保育に欠ける児童とは何であるかというような御意見が出ていましたが、この点について厚生労働省の方、何か御説明いただけますか。

厚生労働省 御意見ですが、例えばそうすると市町村の責務とか、それに対する国の責務とか、財政上の措置とか、そういう「保育に欠ける」ということを前提に体系だつていたものがある意味すべて見直し、それから、児童福祉法の体系を根源から見直すということも含めて議論をしていかないといけない。これは単に言葉だけの問題ではないと思います。ですから、ここでいいか悪いかということは私個人が申し上げることはできません。これは法体系全体の見直しの問題にもつながると思いますし、そういう議論があって大きな社会のコンセンサスになればそういうこともできますが、今直ちに私どもの周辺でそういう法体系全体の見直し、国の負担金である見直しも含めてする体制とはいえません。

樋口会長 よろしいですか。

田尻委員 確認ですけれども、ここに書いてあります希望のあるすべての幼稚園での預かり保育というのは例えば専業主婦の方、いわゆる保育に欠けていない方にも実施することを前提としておられるわけですね。

厚生労働省 今の預かり保育は幼稚園が実施主体でございますので、児童福祉法とは別の世界でございます。

田尻委員 実態は保育園と同じようなことをなさっていてもそういう仕切りなんですか。

厚生労働省 預かり保育という言葉ですけれども、幼稚園としてやっているもので、児童福祉法に言う保育とはまた違うものです。

樋口会長 違いますね。ですから、例えば費用の体系などもまた別立てで今の幼稚園の制度の上に乗せてということですね。よろしくお詫びしますか。それでは、会長代理どうぞ。

島田会長代理 今までの御議論を聞いていまして、今回でこれは7回目ですが、一回一回がものすごく重要な数少ない議論なんです。それで、いろいろな委員の方々から重要な議論が出ています。第3部は精査された議事録のようになっており、皆さんの貴重な意見を盛り込む場所です。それで、今日の議論を全部無視してしまうのはもったいないので、今日の議論についても適切に踏まえるというのはいかがかなと思うんです。

だから、先ほどのバウチャー制度についても前回佐々木委員からきっちりとした御意見が出ましたし若干の議論はありましたけれども、今日の議論の方が踏み込んでいるので、やはりそういうところも触れるべきでしょう。それから「保育に欠ける」というようなところは前回猪口委員が相当はっきり言われましたし、福武委員から相当しっかりした資料が今日は届けられているので、明確に書き込んでいいのではないかという感じがいたします。

特に私の理解では、児童福祉法の第39条で保育に欠けるというところが出てきますが、

児童福祉法は、たしか昭和 21 年に案はできて 22 年から施行されていると思うんです。昭和 21 年の状況で保育に欠けているというのは、基本的にはお父さんが戦争で死んでしまったという人です。だから、相当私は日本という国は立派な国だったと思うんです。それをとにかく助けなきやいけない。それで、それに基づいてずっとやってきたけれども、だんだん恵まれない人たちをセーフティーネットとして救うんだというふうに意味が変わってきた。これは今日でも非常に大切な基本的な考え方だと思うんです。しかし、ここで福武委員が言っているように、保育に欠ける人は救わなければいけないけれども、むしろ多くの人々は保育を必要とする子どもではないかということだと思うんです。

だから、質的には保育に欠ける人を絶対救わなければいけないセーフティーネットですけれども、量的には保育を必要とするだれもに保育を提供する必要がある。両親がそろっていて所得が高くて保育は必要なんですから、そのところは明確に書いて、もし精査して法体系を変えなければいけないならば、やはり法体系は変えていくという議論を今後起こすべきだと思います。そういう議論は明確に今日議事録の中で論点として書くべきじゃないでしょうか。

樋口会長 そうですね。よろしうございましょうか。

猪口委員 私は前回発言した責任上、やはり発言しておかなければいけないと思って発言いたしましたので、それは専門調査会の議論のところに 1 行でも入れておいていただければ、長期的な課題として検討していただいてよろしいと思います。

ただし、必ずしも両親ともに働いていなくてもいろいろと支援が必要な場合があるということを課題として受け取っていただきたい。この「待機児童ゼロ作戦」というときには本当に必要がある人が既にこれだけ入れていないんだということをアドレスしなければいけないということではないかと思いますので、専門調査会の議論の方に入れていただければ十分に私としては納得いたします。

ただ、発言があったことを忘れてほしくない。議論の中で申し上げましたとおり、2児、3児を生んで育てるときにその負担というのは専業主婦でも非常に大きいんです。そういうこともちゃんと視野に入れてくれということです。

島田会長代理 猪口委員の意見も既に書き込まれているんですね。

猪口委員 入っているんです。ですからよろしいんです。それで、めり張りをつけて考えなければというような御指摘を伺うにつれ、今、改めて思うことは、私たちにとって、この最終報告に書いた具体的なことが本当に実行されるということが最優先のことだと思います。それで、将来において再びこのような調査会が招集される日もあるだろう。そのときに更に欲張ったこと、更に志の高いことをそのときの委員たちが発言してくれればいいと思うけれども、私たちが 7 回の会議を通じてなしたこの内容が実現されないとなりますと、本当に残念です。めり張りを付けるということはまさにそのことだと思います。

つまり、この報告書が実現するためにどうしたらいいんだろうということです。それで、その答えというのは非常に明白で、要するに新たな特別の、そして本格的な予算措置がなされなければならないということです。これは岩男委員もおっしゃったように、ほかのいろいろな予算の中から工面してこれを絞り出すとか、あるいは補正でやるとか、そういうことではダメであって、ここにおいて特別の決意をして政治的なリーダーシップの下に、新しい特別の、そして十分な予算措置をしていただくということだと思います。

その観点が、この最終段階で一番大事に思えるんです。それが、この 1 ページ 3 行目

にある、「これらの事業については、特段の配慮をし必要な予算を確保し、緊急に実施する」という文章だけでいいかということです。これはいかにも官僚の文章だという感じがするんですけども、私たち委員から見ると、これで私たちの手を離れてしまう。それで、あとはやはり政治のリーダーシップというところになりますので、それが確実になされるように何か思いを伝えたいと思うんです。それで、この前書きのところにそういうのを入れてはとも思いますけれども、前書きのところは自己完結的にうまくなっているんです。附帯決議みたいなものをこれに付けて提案できないかと思うのですが、いかがでしょうか。いろいろな表現の仕方があると思いますけれども、例えば2通りぐらい考えましたので聞いていただきたいと思います。

「男女共同参画会議仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会は最終報告の取りまとめに当たり、専門調査会の総意として下記のとおりに決議する」と書きまして、「仕事と子育ての両立は、我々が人間として生きていく上でも、我が国の男女共同参画社会の実現に当たっても必要不可欠である。最終報告において提言された各施策が強力な政治的リーダーシップの下、予算を確保し、早期に実現、実施されることを強く要望する」というような書き方にするか、前半は同じにしてもう少し別の書き方も工夫してみましたが、「この報告書に記した重要な政策が確実に実施されるため、特別の新たな十分な予算措置がなされることをお願いしたい」ということです。「そのための勇気ある強い政治的リーダーシップのあることを願ってやまない」というような感じです。先に読んだ方が多分普通かなという感じはするんですが、

つまり、思いを伝えたいんです。そして、ポイントは要するに新たな予算枠が付かなければこれは実行できない。なぜかというと、そうでなければ絶対反対する人たちはたくさん出てくるということです。今までやっていることができなくなったりすれば、どうしてそちらの方にそういう重点を置くのかという議論も出てきかねない。でも、国全体で考えれば、どこからその予算はきっと付けることができる。

この官僚さんの書いてくださったものはいい作文なんだけれども、いろいろな審議会でよく読む文章です。「特段の配慮をし、予算措置」をしてくださいという表現だけで私たちの思いが伝わるかどうかですね。総理大臣は特別の思いを持って受け止めてくださっていらっしゃいます。政務官や副大臣もよく伝えてくださっています。だけれども、これで手を離してしまうのは私たちとしてはとても不安だと思います。予算が付くところまで見届けたい。実行されて初めて男女共同参画会議の下にやった最初の仕事が意味を帯びてくるのであり、そういう決意を伝えたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

樋口会長 皆様いかがでしょう。この3行目ですね。「これらの事業については、特段の配慮をし必要な予算を確保し、緊急に実施する」。ここまでだって大変だったらしいということは私も非常によくわかります。本当は「これらの事業については緊急に実施する」ぐらいになりかねなかったところを、いろいろ本当に事務方がしてくださった。それで、基本的に実行に移すのは厚生労働省か文部科学省のどちらかだと思いますが、そこで今の予算の中に埋没してしまったらまたこれはやれなくなるのも無理もない。ですから、是非予算は確保していただきたい。

今日、私は実は小泉総理と別な会でお目にかかる機会があったので、お別れするときに、仕事と子育て両立支援に予算を付けてくださいとお願いしてしまいました。総理は黙ってうなずかれましたが、いろいろきちんと申し上げておいた方がいいと思います。そこで2つの案があると思うんです。

まず、最終報告の中の委員からのメッセージに書き込むことも考えられます。あるいは

は皆様の合意がとれれば、こういうとき附帯決議という言葉が付くのかどうかわからな
いけれども、この「はじめに」だか「おわりに」の緊急提案として猪口委員が今おっし
やった形で載せるのもいいと思いますが、いかがでしょうか。

佐々木委員 賛成です。そういう熱意が伝わるということは今の小泉スタイルにも合
っているのではないかと思うのです。

あとは体裁の部分ですけれども、今3行上になにげなく目立たなく入ってしまってい
るのを前文として1ページとするだけでも、すごく存在を認められた感じがします。猪口
委員がおっしゃったような形のものを盛り込んできちんと1ページにして、存在意義を
出したいと思いました。

樋口会長 1ページつけるのであれば、今、猪口委員が言われたようなことをもうち
ょっと書いてもいいですね。これは3行でなければいけないということはないんですね。規制は
ないわけですね。

坂東局長 規制はないですが、先生方の総意があればこの報告書とは別に附帯決議と
してつけることもできるかもしれません。

島田会長代理 附帯決議ではなくて、この文章を1ページ目にどんと大きな字でやる
ということはどうですか。

坂東局長 それはできます。それとは別に、これをしっかりやれよと猪口先生があっ
しゃったような形で決議をするのであれば、それをお付けになるのは別立てになると思
います。

樋口会長 どちらがいいんでしょうね。

岩男委員 私はやはり附帯決議よりも、また個々のメッセージ例えば樋口会長や猪口
委員が御自分のメッセージの中に書き込まれるのももちろん結構なんですけれども、それ
よりもやはり、「これが何よりも大事なんですよ」というメッセージと私たちの思いを
もう少しふくらませたものを1ページにきちんと載せて明らかにした方がいいと思
います。つまり、附帯決議という形よりも冒頭にこれがしっかり書き込まれるという、その
方がいいように思います。

それから、ここで私たちは両立支援をしてほしいということを述べているわけです
けれども、必ずしもすべての人からの支持があるわけではないんです。というのは、この
間、地方の方からうちの方は保育所も余っているじゃないか、何で両立支援をしなきゃ
いけないんですかという疑問が出てきたという話を聞いたんです。ですから直接には関
係のない方たちにも両立支援の必要性を納得していただけるようなことを「呼びかけ」
の中にきちんと書く必要があるよう思うんです。そうすると、初めて全国民的なバッ
クアップが得られるということになると思います。

それから二つだけ申し上げたいと思います。前回島田委員から3歳児神話のお話が
出て、私はもうあれはやめましょうと言ったんですけども非常に気になったんです。とい
うのは、事実として随分その神話にとらわれているお母さんたちも多くいらっしゃ
います。それで、もし書くとすれば、母親の就労と子どもの非行傾向には特に関係が見
られないというのは実証データからはっきり出ていることであり、また母親の就労をどう
受け止めるかは子どもの年齢や性別によって違いが見られるけれども、母親の健康や家
庭に対する思いやりとか自立心が育てられる傾向さえ見られているというポジティブな
面をむしろ一言入れた方が、島田委員のこの間の御心配を払拭することにつながるのか
しらと思いました。

樋口会長 今の附帯決議の件なんですけれども、やはり一つのことを始めようとする、実施してくださる関係の省庁との話し合いというのがいかに大変なことかというのには皆様御承知だと思いますし、ここまで何とか持ってくるのはすごく大変だったと思います。ですから、附帯決議という形でならばともかく、今ここまで了承をとってきたものに新しい文章を付けるのはすごく大変だと思うんです。附帯決議というと弱くなってしまうと今、島田会長代理もおっしゃっていますし、厚生労働省も文部科学省も格別な予算を政治のリーダーシップでとっていただいた方が仕事がやりやすいですから、そういう意味で最初におっしゃった文言ぐらいを足して1ページかけて私たちの総意でございますと御提出することでいかがでございましょうか。

猪口委員 附帯決議とした方が弱くなってしまうかどうかがよくわからないんです。やはりこれだけ議論を重ねてきたので、私たちとしてそういうふうにきちんと実施してください、つまり各施策について強力な政治のリーダーシップの下に予算を確保し、早期に実施されることを強く要望するという附帯決議を付けるのはとてもすてきなことじゃないかなと思うんです。

政治のリーダーシップの下で予算を付けて実施してくださいという気持ちを付けることで、内閣府の新しい会議の報告書に関わった委員の非常に積極的な姿勢を出す意味でもいいかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

樋口会長 事務方としては附帯決議にしてもらった方がはっきり言ってありがとうございます。その代わり、附帯決議というのは頭へはこないで一番後ろにくるものです。

坂東局長 それは一応別立てで一番上に乗せてもいいと思います。

樋口会長 そうですか。私はここに書いてあることと本当にやってほしいという思いとが私は別立てじゃないような気がするんです。

島田会長代理 我々がこれをやってきたのは本当に特別なプロジェクトで、総理大臣をはじめ官房長官や副大臣みなさんが直接御参加されて思いを随分おっしゃってくださいました。みんな総意は同じ方向を向いていると思うんです。それで、特に総理大臣は自分が施政方針演説で言いたかったことは2つだけだとまでおっしゃった。だから、十二分にこれを実現する覚悟というのを持たれておられるわけです。

それで、関係省庁も可能な限りそれは応援しようと思っておられて、その万感がこの「特段の配慮をし必要な予算を確保し、緊急に実施する」というところに込められているわけです。それで私は今、会長がおっしゃったように、その我々の思いと猪口委員のおっしゃる附帯決議というのは同心円だという理解なんですけれども、万感の込められている文章というのはものすごく重いんです。ですから、これはこれでやる。それで、猪口委員の思いのだけを委員からのメッセージのところに書き込んでいただくというのが迫力があるかなと。

なぜかというと、万感こもった文章がありました。しかし、我々は別の附帯決議があるんですけど、相対的にこの万感のこもった文章の力がちょっと弱くなると思うんです。この中には総理の思いが本当にこもっているので、附帯決議にしてしまうのにはちょっと抵抗を感じます。ちょっと違うのかなという感じがするんです。猪口委員が思いを込めて、メッセージを書かれるということでいいのではないかと。

猪口委員 メッセージは後ろでただ自分の意見として出すだけなので、それとはちょっと別です。

島田会長代理 総理大臣が何度も、こここの場でも国会の本会議場でも政治的決意を述べられているんです。それがこの中に万感を込めて盛られているわけです。それに対して政治的リーダーシップがなければできませんよということを附帯決議で付けるというのは、あなたの言っていることは信じていないよと我々が言っているのと同じことになるんです。常識的にはそういうふうに理解されると私は思います。ちょっと失礼になると思います。

櫻井委員 ここには13年度、14年度に開始し、遅くとも16年度という具体的な年度まで示して、かつ重要な大変重い文言で入っているわけですね。それに附帯決議等を付けると、今までと同じようにこれが実現しないことを前提として言っているような感じを受けるんです。ですから、私は自分のメッセージの中で、まさにいろいろなことを確認したわけです。それが関係者の御尽力で実現すれば、もう支援は確かなものになるというふうに最後のメッセージでも書いてありますから、あえてこれのほかに付ける必要はない。それよりもこれをとにかく100%間違いなく実現する。そう期待しています。

島田会長代理 私もそう思います。だから、猪口委員が今おっしゃったように本当に政治的リーダーシップが必要なんですよということを明確に猪口委員の意見として書かれる方が激励になります。本当にそう思います。今まさにおっしゃられたとおりの解釈を世間はすると思うんです。文章は役人との調整でやったんでしょう、我々は違うんですよという感じに取られたら全体がすごく弱くなっちゃうんですね。

櫻井委員 こちらはどうせメニューで実現しないだろうから、あえて念を押しますけれどもという感じになる。

坂東局長 実は、事務方の極めて率直なことを言いますと、もうこれ以上本文を変えるのは正直な話、勘弁してほしい。それから、各省にいったらどう言われるだろうとか、いろいろ考えますと、事務的にはこれを付けないで別立てにしていただいた方が大変ありがたいと思いますが、今、先生方の御議論の中で強い思いをこめてどうしてもこういうふうに書きたいとおっしゃるのでしたら、私たちはそれを抑制できません。

樋口会長 ということなのです。ですから、附帯決議を付けるということは、要するにここに書いたことまでしか今度は専門調査会としてコントロールできませんでしたということはある意味で告白するようなものなんです。それで、専門調査会としては特別な予算を取ってくださいということを強く要望できなかつたんだと。

島田会長代理 しかし、私はそこまでおっしゃる必要はないのかなと思いますのは、これはかなり具体的に何をするか、数量目標も期日も決めて書いてあるわけですね。猪口委員と私どもの意見は全く変わらなくて、それを絶対実現してくださいということです。それで、もうこれ以上よけいなことを今回は言わないで焦点を絞って実現しようと猪口委員は力説された。それは100%私ども同意見です。その思いがここにこもっている。そのときに附帯決議をしますと、先ほどコメントいただいたようにこれは何か我々の全体の思いというより、それは別物で、我々は別の思いがあるんですよという印象と受け取られかねない。

樋口会長 だから、私はここへくるまでどれだけ事務方がぎりぎりあちこちと折衝していたかよく分かります。ですからここへ2行ぐらい入れて、責任は専門調査会とした方が私はきれいだと思います。

島田会長代理 どんな2行を入れますか。

樋口会長 さっきおっしゃったことで、もう一度読んでみてください。

猪口委員 「男女共同参画会議仕事と子育ての両立支援に関する専門調査会は最終報告の取りまとめに当たり、専門調査会の総意として下記のとおり決議する」と書いて、「仕事と子育ての両立は我々が人間として生きていく上でも、我が国の男女共同参画社会の実現に当たっても必要不可欠である。最終報告において提言された各施策が強力な政治のリーダーシップの下、予算を確保し、早期に実施されることを強く要望する」。

島田会長代理 そうすると、今ここに3行書いてあることに含まれない文章は政治のリーダーシップという一言だけですね。だから、それは書かれてもいいと思いますよ。そういうことですね。

樋口会長 あるいは、これは前書きの「呼びかけ」で今の言葉は最後の何行かに入りますよ。私は書き直すつもりでいたから。

島田会長代理 「呼びかけ」のところならばいいんじゃないですか。入りやすいですね。

樋口会長 少し書き加えるつもりでいたから、今、言ったことをということですね。恐らく猪口委員は「決議」という言葉が欲しいんだと思うんです。

猪口委員 そうですね。何かインパクトを政治に対しても世間に対しても与えるために。

樋口会長 我々専門調査会の総意として、リーダーシップを強力を持って推進されることをここに望むものであるとか、「はじめに」の中にそれを入れてしまったらどうでしょう。

佐々木委員 この3行が1ページになるということは事務的にも問題がないんですね。そうすると、それだけでもさっさきも言ったんですけども随分存在的な価値があるんじゃないかなと思います。

樋口会長 それだけだっていいんですよね。だから今、猪口委員の言われたようなことを「はじめに」に極力入れる。そして、この3行を1枚別紙にする。それだと余り困らないでインパクトは強くなるんじゃないですか。

猪口委員 それで事務の方が困らなければいいんですね。

坂東局長 文章そのままならば困りません。

樋口会長 それで私が思ったのは、国会や何かだったら決議というのはいいんですけども、そもそも総意の中で合意を得たものをここにまとめてあるんですから、この専門調査会の中の附帯決議というと、どうもなんとなくなじまない。また、以前あった例として、審議会で決議をしたときにも結局出された文書は異例の座長談話だったんですよ。

島田会長代理 ある意味で、この本文自体が決議なんですよ。ですから、屋上屋を重ねるとちょっとインパクトが弱くなっちゃう。

樋口会長 おっしゃっていることはものすごく分かるし、みなさん、そう願っているんですよ。官房長官の袖を引っ張って、小泉さんの背広を引っ張って、皆さんの背広の引っ張って予算を付けて実現していただきたいんです。

島田会長代理 猪口委員の今の御意見を「呼びかけ」の方へ組み入れて。

樋口会長 それから、3行は大きな字で相当老眼の人でも読めるように。

猪口委員 それでは、佐々木委員のおっしゃるような線で、それで「呼びかけ」のところももうちょっと無理のない範囲でですね。

島田会長代理 さらに猪口委員に強力な意見を最後に書いていただくと。

猪口委員 では、佐々木委員のおっしゃるような一枚紙が入るようにして、それでOKです。

坂東局長 本当に先生方が思っていらっしゃるのは、これだけ苦労をして書いた文章が文章だけで終わって実現しないんだったら国民の皆様に合わせる顔がないんだということだと思うんです。だから、正確に実現するかどうかはふたを開けてみないと、予算が付いてみないとわからないということじゃ困るよと。本当に付けるんだねということを何らかの形で約束してほしいということだと思うんです。

樋口会長 そうです。マスコミにも再三言われているわけです。また結構なことばかり書いて、それで大して実効が上がらないじゃないですかと。それではかなわないと思うから猪口委員もおっしゃっているわけですから。

河野委員 私も今の先生のおっしゃったやり方は大賛成です。この3行はすごく重いので、特に「特段の」「必要な」「緊急に」というのは実は企業でやるときに一番難しいんです。最低もあれば最高もあって、特例もあるんですね。なので、本当はここを色を変えて段変えにするぐらいというのがいいのですが、事務方が大変だと思いますので、佐々木さんのおっしゃったそのような1ページでということでここは目立つようにすれば十分かなと思っています。

あとは各論で、雇用に関してちょっと私の質問も含めて御意見を伺いたい点があります。とてもいろいろ視点を入れていただきまして、まずありがとうございました。それで、先ほどもいろいろと話が出ていたんですが、正社員で短時間正社員の方を基本にしていくのか、フルタイムのアルバイトの方が基本になっていくのか。その辺は、企業から見ると見づらいなというところがあるよう思うんです。

もう一度言いますと、短時間正社員という柱が1つありますね。それでもう一つフルタイムのパートについてという柱がありますと、どちらにいくのか、または両方なのかというか、そんなイメージが残って仕方がないんです。私もその辺が自分の中でも整理し切れていないくて、日本がどちらに向いていくのかなということだけが気がかりなんですが、八代委員は御意見がおありなのかなと思いますが。

八代委員 今、言われたことと同じなんですが、これはやはりよくみてみると正社員主義なんですね。これははっきり言って厚生労働省の基本的スタンスですけれども、そこは問題であって、正社員と非正規社員を対等の立場に置くという意味では短時間正社員ではなくて短期間社員についても同じように支援するということが大事だと思います。

坂東局長 短時間・短期間正社員なんですね。でも、雇用の流動というのがこの最後の年齢制限緩和とか、流動性が増すという中でフォローできるのかなと思ったんですけども。

河野委員 そこについては、1回辞めた人が戻るということで入れていただいて救われた人も多いと思うんです。それで、戻ってしまうんですが、現場では正社員で短く働いていて、片やフルタイムパートで毎月毎月一定の給与、時間配分をしていただいていることがある。その差で問題が起きている事実があるので、これは両方出してしまったと現場のマネージメントは大変だろうなと思うわけです。どちらに転ぶのか、要するに正社員の枠をもっと、広げて契約社員、有期社員も含めて社員と呼んでしまうの

か。その辺りはどちらにいくのかなというのが逆に読めないまま投げてしまっている。また今後いろいろな委員会等で御検討というのもいいのかもしれないんですが。フルタイムのパートを肯定してしまっているところがありますが、私はそこは正社員の中で一就業コースとすればいいのかなと思います。

樋口会長 雇用形態全部が変わっていくものに関わるから、書き方は難しいですね。この辺りがまだ流動的だから。

坂東局長 社員ではなくもう自立した企業者の方がいいんじゃないかな、フリーターの方がより自由だというような意見等もあります。

樋口会長 だから、育児休業、産休はあらゆる働き方の人をカバーしてほしいわけです。

河野委員 正社員で短期間は得で、フルタイムでこういう方が損とかということはどこかで議論されてしまうんですね。

樋口会長 大変申し訳ありません。もう少し御議論があることは思いますが、ここで官房長官のごあいさつをいただきたいと思います。その前に私から最終報告をまとめましたということを御報告申し上げます。

(報道陣入室)

樋口会長 中間報告にございましたとおり、5の柱立ては基本的には変わっておりません。

第1番は両立ライフで職場を改革していくということ。これは今まで単立ライフの男の人だけを標準にしていたような勤務形態を改めまして、柔軟な勤務形態にすることや、現在の制度でも5日間どころか8週間までの男性の産休だって取れる制度があるのでから、そういうことを大いにPRしていただく。

第2番目は「待機児童ゼロ作戦」。これは報告の目玉中の目玉で、総理の所信表明にも盛り込んでいただきまして、今ある公立保育所の質というものを確保しながら、ここにあるように時間を決めて数値目標を決めて進めていく。今本当に待機児童があふれ、両立できない人があふれているんです。今ここに申し上げた5項目はあえて言えば緊急避難であり、もしかしたら両立していくための正当防衛なんですね。ですから、今ここに申し上げましたことと、それから中期的な理想とはまた別で、本当に両立していくいう父や母たちの正当防衛、緊急避難と思って早急に対策を立てていただきたいということでございます。それで、いろいろな規制は緩和しながら、しかし保育の対人的なサービスの質だけは絶対落とさないでいただきたい。これは、人間が育つということは本当に多くの人手と人のまなざしを必要とすることであるからということでございます。

第3番目の「多様で良質な保育サービスを」というところでは、確かに公立保育所は延長保育などの実施率がまだまだ低いので、公立保育所の方も一大決心していただきましてニーズに合ったサービスを提供していただきたいと思っております。

そして第4番目には放課後児童対策、学童に対する放課後児童クラブは既に1万1,000か所あるようでございますけれども、まだまだ必要とされており、この中で大変強く出てまいりましたのは、あるところでも終わりの時間が早いことです。ですから、保育所並みの時間で、そして言ってみれば学童クラブが地域の老若男女の子育て支援センター、一緒に育ち合う場所として子どもの居場所を確保していただきたい。そこには高齢者あるいは若いお兄さん、お姉さんたちの実力を発揮する、そして子育てを体験する場であってほしいということが第5番目の「地域こぞって子育て」をという提

案に結び付きます。是非地域全体、これはほかの省庁でもそのような動きもあると伺っておりますけれども、まちづくり全体、ビルづくり全体に子育て支援をビルトインした、そうした町づくり、職住接近のまちづくりがこれからの中世紀、これは少し遠い未来も見据えておりますが、今すぐ始めることではないかと思っています。

以上の5項目、これは中間報告で申し上げましたことを更に議論の結果、随分ふくらみ、また具体的な目標が各省庁の担当省の大変な御努力もございましてここまでできたようなわけでございます。

再度強調しますが、これは本当に緊急避難、正当防衛なんですから、人間らしく両立て生きるために是非緊急に強力なリーダーシップで予算措置を講じていただきたいというのが私どもの今の願いでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

そういうわけで、官房長官ごあいさつをお願いいたします。

福田内閣官房長官 皆様方に大変熱心な御討議をいただきましてありがとうございます。2月5日に第1回会合ということでございましたけれども、この専門調査会も第7回ということでございまして、7回とも誠に内容の濃い会議だったと聞いております。また、大変時間が長いときもあったというようなこともあったようでございます。本当に御苦労様でございました。心からまず御礼を申し上げたいと思います。

今日でこの男女共同参画会議への最終報告案をお取りまとめいただいたということです。今、樋口会長からいろいろお話、御説明をいただきましたが、内容のあるもの、また具体的な提案になっているというように思っております。また、委員の皆様方の思いがものすごく込められているということも多く拝聴いたしました。それぞれなかなかいい提案でございますけれども、提案のタイトルですね。「両立ライフへ職場改革」とか「地域こそって子育てを」とか、何かキャッチフレーズになるようなタイトルで、そこまで細かい配慮をしていただいたというように思っております。私どもとしても非常に使いやすい、すぐ選挙に使えそうな感じがしないであります。本当にありがとうございました。

今お話をございましたけれども、この予算を付けるということは我々政治家の力量にかかっているわけでございます。これからは私どもの力量を問われる時であると思っておりますけれども、いずれにしましても小泉内閣が提唱します大きな柱の一つを打ち立てていただいたという意味合いで受け止めさせていただいておりまして、そういう意味で大変ありがとうございました。

本日取りまとめていただきました最終報案は、今後樋口会長の下で最終的な調整をしていただき、その後6月中旬に開催を予定いたしております男女共同参画会議に報告をするということになっております。私も男女共同参画会議の議長でございますので、御報告の内容を重く受け止めまして、ここに書いてございます「待機児童ゼロ作戦」、放課後児童の受け入れ体制の充実等、子育ての両立支援策に関する施策の充実に取り組んでまいりたいと、このように思っております。

改めて委員の皆様方、また会長、会長代理の樋口、島田両先生を始め、各委員の皆様方に心から御礼を申し上げまして、今後とも共同参画社会の形成に御尽力というか、御助力をお願いしたいと思います。どうも本当にありがとうございました。

樋口会長 どうもありがとうございました。国会開会中にもかかわらず官房長官にも度々御出席賜りましたし、副大臣、政務官も、ほとんどの会議に御出席いただきました。まさに政治のリーダーシップにつながるこうした専門調査会にいろいろ御尽力いただきまして本当にありがとうございました。これからはお願いするばかりでございます。

それから委員の皆様、本当に忙しい中を男女共同参画会議の2議員も含めてこの調査会の先生方、本当に長時間いろいろありがとうございました。

また、事務方は大変だったと思います。その一言に万感を込めまして、しかしこういうことで恐らく私どもの願いを込めまして、これから担当各省ではむしろこうしたことで張り切って進めていただけますことと確信いたしております。どうも皆様ありがとうございました。

(報道陣退室)

樋口会長 言い残した方はまだどうぞ。

田尻委員 もう時間が押し迫っていますけれども、岩男委員があっしゃった3歳児神話なんです。前回も島田委員から御発言なさっておられましたが、私もすごい気になつていて、私も両立の現場におりまして3歳児童神話というのは大分精神的に縛られている。それに対するポジティブな、それに必ずしも科学的な合理的な根拠はないということをどこかに載るのであれば私としては載せていただきたいなど。

樋口会長 そういう議論があったということは載るんじゃないですか。

坂東局長 「専門調査会の議論」の中には入ります。

樋口会長 私なんかは田尻委員に大賛成で、むしろこのどこかにもうちょっと書いてもいいぐらいに思ったら、前回岩男委員が、それは神学論争になるといけないからどうかと思うとあっしゃって、それもごもっともと思って引っ込めたんです。

田尻委員 今日はもっと前向きに、やはり載せた方がいいということだったので。

樋口会長 私はこれは内閣府にお願いすることか、あるいは文部科学省にお願いすることか、あるいは厚生労働省にお願いすることかわかりませんけれども、本当にこれを機会に両立ライフの研究ノウハウを私はもっと積極的に進めていかなければいけないと本来思っているんです。ですから、そういうのをどこかに入れ込みたいと思います。

他にはご意見ございませんか。それでは以上で終わります。ありがとうございました。

以上